

社会福祉法人富良野市社会福祉協議会
役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成10年	4月	1日	制 定
平成15年	4月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成28年	9月	1日	一部改正
令和 2年	4月	1日	一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を規定することを目的とする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員等には報酬を支給しないものとする。

ただし、役員会において報酬の支給が必要と認め、評議員会で承認されたときはこの限りでない。

(報酬の額)

第 3 条 役員等に報酬を支給する場合に、報酬の額は役員会で決定し、評議員会の議決を得る。

(費用弁償、交通費の額)

第 4 条 役員等がその職務を遂行するため、市内において会長の求めにより会議等に出席したときには、費用弁償として2,000円を支給する。

なお、交通費を要する者は別表により支給する。

(支給方法等)

第 5 条 役員等の費用弁償及び交通費（以下「費用弁償等」という。）は、その都度支給する。

ただし、役員等の費用弁償等はまとめて支給することができる。

2 同日の日に、2以上の会議等に出席した場合に、費用弁償等は重複して支給しない。

(委任事項)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日一部改正する。

この規程は平成19年4月1日一部改正する。

この規程は平成20年4月1日一部改正する。

この規程は平成28年9月1日一部改正する。

この規程は令和2年4月1日一部改正する。

(役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程 第3条別表)

交 通 費 支 給 額 一 覧 表

役 職	交通費支給額	
理 事 監 事 評 議 員 各 種 委 員	東山地区全域	1,200円
	麓郷・布礼別地区	1,000円
	山部地区全域	800円
	布部・島の下・鳥沼・上御料	500円
	ほか、5km未満の地区	0円